

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る仕様書

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の普及促進を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業の概要

（1）事業の流れ

本事業における、支援事業者及び住宅用太陽光発電設備等の設置に係る工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）が実施する事業の進め方は、次のとおりとする。

- ア 支援事業者は、広告宣伝を行うことで、支援事業者より選定された施工事業者及び住宅用太陽光発電設備等の購入を希望する県民（以下「購入希望者」という。）を募集する。
- イ 支援事業者は、事前に設定した要件に基づき入札資格を付与した事業者に、設置予想戸数等の情報提供を行う。
- ウ 支援事業者は、入札資格を付与した事業者を対象として、住宅用太陽光発電設備等の設置費用に関する入札を実施することで、最も安価な価格を提示した事業者を施工事業者として決定する。
- エ 支援事業者は、施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積りを提示する。
- オ 支援事業者は、施工事業者に対し、次の内容を実施させる。
 - ・現地調査等の実施
 - ・購入希望者に対する最終見積りの提示
 - ・住宅用太陽光発電設備等の購入意思の確認
 - ・各種申請及び住宅用太陽光発電設備等の設置
- カ 支援事業者は、施工事業者の工事が妥当なものか、状況調査等により施工管理を行う。

（2）事業スケジュール

ア 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和8年4月頃
施工事業者の決定	令和8年5月中旬
購入希望者の募集終了	令和8年9月上旬
購入希望者への購入意思の確認締切	令和8年10月頃

イ 事業実施期限

購入希望者の募集開始期限	令和8年7月末
工事完了期限	令和9年6月末

- ・購入希望者の募集は、上記購入希望者の募集開始期限内に開始しなければならない。
- ・工事完了が令和9年3月末以降となる場合は、協定期間も工事完了まで延長することとする。なお、資源エネルギー庁の審査期間等により期限までに工事完了が困難な場合は、完了予定期間を群馬県（以下「県」という。）へ報告の上、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）へ説

明を行うこと。

また、購入者の都合で工事完了が遅れる場合や、購入者数が想定を大幅に超える場合等相当な理由がある場合は、工事完了が令和9年6月末を超えることを認める場合がある。

2 事業内容

(1) 実施体制の構築及び統括責任者の選任

- ア 県との協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業及び本事業に類似した事業※に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。
※太陽光発電システム及び蓄電池の発注から納品までの一連の事業
- ウ 購入希望者からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(2) 購入希望者へ提供するプラン作成及び見積書の提示

- ア プラン作成については、「住宅用太陽光発電設備」と「蓄電池」の組み合わせを自由（住宅用太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池単体での設置も可）にできるよう作成すること。また、オプションを設定する場合は、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこと。
- イ 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。
- ウ プランは、購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等についてシンプルなプラン及び構成とすること。
- エ プラン作成については、（ア）～（ウ）の内容により作成すること。
 - （ア）住宅用太陽光発電設備においては、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW未満のものとすること。また、蓄電池においては、1kWh以上20kWh未満のものとすること。
 - （イ）住宅用太陽光発電設備については、本県における気象条件や住宅事情等を考慮の上、決定すること。
 - （ウ）蓄電池は、災害（停電時）に宅内給電へ切り替える機能を有するものとすること。また、パワーコンディショナは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。（既設太陽光パネルにおいて、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナに取り換える場合は、既設太陽光パネルに影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）
- オ 本事業の実施を告知する広報物や、購入希望者を募集する広報物に県及び支援事業者の責任の範囲について明記すること。広報物への記載内容については県と協議の上、決定すること。
- カ 購入希望者が設置を予定する建物、用地等の状況を踏まえて作成した概算見積書を購入希望者へ提示し、詳細な見積書の提示を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提示の際は、購入希望者が購入の判断ができるよう配慮すること。
- キ 購入希望者が詳細な見積書の提示を希望した場合、購入希望者に係る必要な情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は調査を行った上で、購入希望者へ詳細な見積書を提示すること。
- ク 個別の見積書の提示に当たり、契約内容等について、施工事業者は購入希望者へ十分に説明を行

い、最終的な購入意思の確認をすること。また、その際、施工事業者又は支援事業者から購入希望者に対し、自然災害補償や施工保証、住宅リフォーム瑕疵保険の加入等について、内容をよく説明したうえであっせんすること。

ケ 支援事業者は、購入者と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、県と協議の上、効果的なものを選択すること。

イ 広告宣伝用のチラシ及びポスターを作成すること。なお、デザインに係る経費は支援事業者の負担とする。

ウ SNS やオンライン広告、ダイレクトメール等を利用した宣伝広告を実施すること。

エ 購入希望者募集期間中に、購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。

オ 広告用の資料等を県に提供し、県が実施する広報に協力すること。

カ 県が実施する市町村に対する広報依頼に協力すること。

キ 県及び市町村の広報紙等への広告掲載にかかる費用は、原則支援事業者の負担とすること。

ク 広告に県の名称及び県章等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。

ケ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web メディア等の取材申込みがあった場合は、県に報告すること。

(4) ホームページの構築及び運営等

ア 本事業に係るWE B サイトの構築（P C及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナ
ンスを行うこと。

イ WE B サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ WE B サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ WE B サイトは、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、
アクセス状況について県へ報告すること。

オ WE B サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと（県の許可を得た場合を除く。）。

(5) 施工事業者の選定等

ア 住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため、選
定基準を作成の上、選定基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。

イ アの選定基準を満たした事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者から順に、複
数の施工事業者を選定すること。なお、最も安価な入札を行った事業者と同一の価格により業務
履行が可能な入札参加事業者が存在し、その必要性が認められる場合には、県との協議により複
数の施工事業者を選定することができるものとする。

ウ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る
一切の費用を含むものとすること。

エ 施工事業者の選定に当たっては、県内の事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。

オ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、次の要件を満たすこと。

（ア）支援事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

（イ）財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等によ
り確認すること。）。

- (ウ) 施工事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分及び県の指名停止を受けていないこと。なお、施工事業者が下請事業者を利用する場合の下請事業者も同様とする。
- (エ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。
- (オ) 施工期間中のあらゆる損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）に加入すること。
- (カ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。
- (キ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、電気工事士法等）を遵守すること。
- (ク) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- カ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。
- キ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (ア) 契約当事者について
- (イ) 委託内容について
- (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
- (エ) 工事完了期限及び完了報告について
- (オ) 業務上知り得た購入希望者及びその関係者の情報について
- ※予め県と協議した上で、別記「個人情報取扱特記事項」の内容を契約書等に明記し、施工事業者が購入希望者の住所・氏名等の個人情報を当該年度の本事業以外の事業で利用することがないようすること。
- (カ) 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて
- (キ) 善良なる管理者の注意義務について
- (ク) 規定外事項について誠実に協議する旨について
- (ケ) 裁判管轄について
- (コ) 関係法令の遵守について
- (サ) 支援事業者と施工事業者の間の責任区分の明確化について
- ク 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。
- ケ 施工事業者には、購入者と契約書を交わす際に、当該年度の本事業に基づく契約であることを契約書に明記させること。
- コ 施工事業者には、既存住宅に太陽光発電設備を設置する場合における、新耐震基準等による建物の強度や、屋根の塗装や葺き替えなどのメンテナンスの時期等についての、購入者に対する丁寧な説明を行わせること。
- サ 施工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱い（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。
- シ 購入希望者への手続、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に

係る一連の業務の実施に関しては、支援事業者又は施工事業者が責任を負うものとし、県は負わないものとする。

ス 施工に関する苦情の申し立てやトラブル等が発生した場合は、発生した日時、場所、内容等を記録した書面を施工事業者に提出させ、施工事業者とともに誠意を持って対応すること。

セ 苦情やトラブル等については、速やかに県へ報告すること。

ソ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(6) 住宅用太陽光発電設備等の施工管理・検査

ア 支援事業者は、住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じ、指導及び是正指示を行うこと。また、県からの是正指示依頼についても、支援事業者が施工事業者へ指導及び是正指示を行うこと。

イ 施工を監理する者として、次の条件を満たす者を選任すること。

(ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。

(イ) 住宅用太陽光発電設備等の施工業務に従事した経験があること。

(ウ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

ウ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

エ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

(ア) 住宅用太陽光発電設備等について、点検及び検査業務を行っていること。

(イ) 支援事業者及び施工事業者と利害関係ないこと。

(ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者であること。

(7) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、内容等を記録し、県及び施工事業者に報告するとともに、工事内容に関するものについては、施工事業者に適切に対応させること。

エ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

オ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

カ コールセンター以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。

(8) アンケート調査

ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。

イ アンケート内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。

ウ アンケートの分析結果は県に共有すること。

(9) リスク管理

ア 本事業の実施に当たっては、支援事業者が全ての責任を負うこととし、県、施工事業者、購入希望者等の本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処すること。

イ 支援事業者は、購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対

処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

3 実績報告書の提出等

支援事業者は、次のものについて取りまとめ、令和9年7月30日（金）までに、県に提出するものとする。

なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度、提出するものとする。

- (1) 実績報告書（購入希望者数及び購入者数、広報の実績、アンケート集計結果、工事完了報告等の事業の実施状況等）
- (2) 広報に係る作成物及びその電子データ

4 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と支援事業者が協議した上で決定する。
- (2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。
- (3) 支援事業者は、群馬県個人情報保護条例その他関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 共同事業体の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。
- (4) 支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に、次の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者及び施工事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。
 - イ 県が支援事業者及び施工事業者の資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 業務上知り得た情報については、県・支援事業者・施工事業者間で共有する旨、購入希望者から承諾を得た上で3者においてのみ情報を共有すること。本事業以外での取扱いの詳細は、協議の上定めることとする。
- (6) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関することができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者に

による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

(漏えい等の報告)

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は支援事業者を、「乙」は施工事業者を指す。

2 事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。